

## 「適格請求書発行事業者の登録申請書」の処理期間について

登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでの期間については、提出された登録申請書の件数や個々の審査等に要する期間によって異なりますが、おおまかな目安として、

- ・ 書面で提出された登録申請書については1か月程度
- ・ e-Taxで提出された登録申請書については2週間程度

の期間を見込んでいます。

現在、登録申請の受付開始直後で多くの登録申請書が提出されたこと、また、記載誤りや記載漏れ等が多く見受けられ、上記の期間内に登録通知が終了しないケースが発生しております。

まだ登録通知が届いていない方におかれましては、提出された登録申請書は順次審査をしておりますので、登録処理終了までしばらくお待ちいただくようお願いいたします。

また、これから登録申請書を提出される事業者の方におかれましては、提出前に記載誤りや記載漏れ等がないかどうか確認の上、ご提出をお願いいたします。

「適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たりご注意いただきたい事項」は <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0021011-019.pdf> をご覧ください。